

小規模食品事業者パワーアップ事業費補助金募集要項

「小規模食品事業者パワーアップ事業費補助金」の申請募集を行いますので、補助金を希望される方は、次により必要書類を提出してください。

1 事業の目的

本事業は、小規模食品製造事業者が行う生産性向上や販路拡大に関する経費の一部を支援することにより、小規模食品製造事業者の競争力を強化することを目的とします。

2 募集期間

令和元年6月28日（金）から令和元年8月23日（金）17：00まで

3 補助対象者

県内の食料品又は飲料製造を営む小規模事業者

※ これから食料品又は飲料製造を営もうとする小規模事業者（農林漁業や金融保険業、医療福祉業、風俗営業等の一部業種は除く）も対象となる場合があります。

※ 小規模食品事業者パワーアップ事業Q&A（以下「Q&A」とします。）のQ3～Q6をご確認ください。

4 補助内容等

（1）補助対象事業

生産性向上や販路拡大に関する取組で、次の要件すべてに該当する事業となります。

- ① 商工団体等の支援を受けて作成する経営計画に基づいて実施する取組
- ② 付加価値額2%以上の向上が見込まれる取組

※ 商工団体等は、県内商工会議所、秋田県商工会連合会（商工会含む）、秋田県中小企業団体中央会、秋田県信用保証協会となります。

※ 付加価値額は、営業利益及び人件費、減価償却費の合計額で、平成30年度より2%以上の向上が見込まれることが要件となります。

（2）補助対象経費

- ① 生産性向上に関する経費

機械設備費、備品費、設備改修費、生産現場のレイアウト変更経費

- ② 販路拡大に関する経費

旅費、出展費、サンプル製作費、通訳・翻訳費、印刷製本費

※ 小規模食品事業者パワーアップ事業費補助金実施要領の別表1をご確認ください。

（3）補助率等

- ① 補助率 2/3以内（新規性が認められる場合）
 1/2以内（既存の取組の拡大の場合）

※ Q&AのQ14～Q17をご確認ください。

② 補助限度額 150万円

③ 採択件数 8件程度

(4) 事業実施期間

交付決定日（9月中旬予定）から事業完了日又は令和2年2月末日のいずれか早い日まで

※ 令和2年2月末日までに、事業の実施と経費の支払を終える必要があります。

5 申請手続き

(1) 申請書類

次の書類を提出してください。（各1部）

① 法人・個人共通

○ 応募申請書（様式第1号）

○ 経営計画書（別紙1）

○ 誓約書（別紙2）

※ 両面印刷して、押印してください。

○ 会社案内のパンフレット等、会社の概要がわかるもの（無い場合は不要）

○ 補助事業に要する経費の見積書の写し（旅費、出展費、サンプル製作費は除く）

※ 支払予定額が1万円以上の場合、1社以上の見積書

※ 支払予定額が5万円以上の場合、2社以上の見積書（1社のみの場合であっても、申請時点では選定理由書の提出を不要とします。）

○ 導入する機械設備の資料（生産性向上の取組の場合）

※ カタログのコピー等、生産方式や生産能力、メーカー、型式がわかるもの。

○ 生産現場レイアウトの資料（生産性向上の取組の場合）

※ 工場内配置図等、事業を実施する箇所がわかるもの。

○ その他、県が必要と認める資料

※ 事業内容によっては、追加資料の提出をお願いする場合があります。

② 法人の場合

○ 直近1期分の貸借対照表及び損益計算書の写し

○ 履歴事項全部証明書（3か月以内に取得した原本）

③ 個人の場合

○ 直近1期分の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）、又は所得税青色申告決算書（1～4面）の写し

※ 収支内訳書が無い場合は、直近1期の貸借対照表および損益計算書を作成し提出してください。

(2) 申請方法

2の募集期間内に、8の申請先まで郵送又は持参等により申請書類を提出してください。

6 審査・採択

(1) 審査

9月上旬に秋田県庁で開催する審査委員会において、申請者に申請書類等の説明をしていただき、審査により補助事業者を選定し採択します。

※ 審査会の開催日時、開催場所等の詳細は後日ご案内します。

(2) 採択通知

審査による選定結果（採択又は不採択）については、後日、申請者あてに通知します。

採択となった方は、別途、補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

(3) 公表

採択となった場合には、事業者名、代表者名、事業テーマ、住所、業種を公表します。

7 留意事項

(1) 5 (1) の申請書類に不備があると、受理できませんのでご注意ください。

(2) 4 (1) の経営計画については商工団体等から確認いただく必要があるほか、県から申請書類の修正や追加資料の提出をお願いする場合がありますので、お早めに、県や商工団体等にご相談ください。

(3) 交付決定日より前に、購入や設置、契約、支払等を実施したものは、補助対象外となります。

8 申請・問い合わせ先

秋田県 産業労働部 地域産業振興課 食品工業班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎6階

Tel 018-860-2224 FAX 018-860-3878 E-mail induprom@pref.akita.lg.jp